

トピックス

- 張国棟弁護士、ジェトロ北京進出企業支援セミナーにおいて 個人情報越境に関する講演を実施
- 金誠同達上海オフィス、事務所移転で新たな一步を踏み出す

法令速報

- 国家薬品监督管理局が「医療機器製造品質管理規範」を改定
- 工業情報化部、2026年-2027年のクレジット比率の目標を明確化
- 省庁、中古車の輸出管理をより一層強化
- 人的資源社会保障部、「『労災保険条例』の執行に関わる若干の問題に関する意見(その 3)」を発表

弁護士コラム

- 中国の輸出管理法の解説—Q&A シリーズその四:デュアルユース品目輸出に関するよくある質問

**張国棟弁護士、ジェトロ北京進出企業支援セミナーにおいて
個人情報越境に関する講演を実施**

2025年10月14日に、国家インターネット情報弁公室、国家市場監督管理総局は共同で「個人情報越境認証弁法」(以下「認証規則」という。)を公表しました。これにより、中国からの個人情報の越境移転に必要とされる、「個人情報保護法」第38条第1項における安全評価、認証、および標準契約の締結という三つのルート(以下「三つのルート」という。)のそれぞれの施行細則はようやく揃いました。

三つのルートの法整備を背景に、2025年11月24日、北京金誠同達法律事務所の張国棟・シニアパートナー弁護士は「個人情報越境移転の法的ルートと日系企業の対応策」をテーマに、中国西安日本人倶楽部様およびジェトロ北京事務所様が共同で開催されたジェトロ北京進出企業支援セミナーにおいて講演を行いました。講演では、三つのルートがそれぞれどのような状況に適用されるか、安全評価のル

ートを利用する際にどのような準備作業が必要か、認証のルートを利用する際にどのような問題点が生じるか、標準契約締結のルートを利用する際にどのような留意点があるか、個人情報越境移転に関する法規定に違反した場合にそのような罰則があるのか、などの諸問題につきまして、法令の読み解き方を日系企業の皆様と共有しました。張国棟弁護士は認証規則の内容を日本語で解りやすく解説しながら、今後の日系企業の対応策と注意点を提起し、会議に参加された多くの日系企業の皆様からの高いご評価を頂きました。

金誠同達上海オフィス、事務所移転で新たな一歩を踏み出す

年の瀬の寒さの中、新たな旅立ちを迎えました。北京金誠同達(上海)律師事務所は2025年12月13日、事務所の移転を完了し、新オフィスの供用開始となりました。

今回の移転は主に、当事務所の将来の発展ニーズにより良く応え、クライアントサービスの品質を向上させ、オフィス環境を最適化するためのものです。新しい事務所で専門性への理想を実現し、より近代的なハードウェア設備とより効率的なコラボレーションモデルを通じて、これからもクライアントの皆様へ、専門的で信頼性が高く、将来を見据えた法的サービスを提供し続けてまいりますよう心がけます。

各界の皆様が上海新事務所へのご来訪、ご交流を心より歓迎いたします。金誠同達は皆様と手を携え、協力の新たな章を共に書き記していくことに期待しております。

【新事務所の住所】

中国上海市浦東新区世紀大道 88 号金茂ビル 35F、36F（フロント 36F）

郵便番号：200120

【ご来訪の皆様へ】

ご来訪の際は、個人身分証明書をご持参の上、金茂ビル1階のフロントで来客登録をお願いいたします。受付時間：平日（月曜～金曜）9:00～18:00（事前にご予約いただければ、時間制限なくご対応いたします）。ご不明な点やお手伝いが必要な場合は、お気軽に当事務所の担当弁護士やフロントの受付係までお声がけください。

【新事務所の写真】



国家薬品监督管理局が「医療機器製造品質管理規範」を改定

2025年11月4日、国家薬品监督管理局は「医療機器製造品質管理規範」の改訂版(以下「規範」という)を公布し、2026年11月1日から施行するとした。改定前の2014年版「規範」に比べると、今回の改定版の主な変更点は以下の通りである。

1、医療機器登録者制度をベースに、「規範」の適用対象が従来の医療機器の製造企業から、実際に製造作業を行う企業、内製せずに受託製造企業へ製造を委託する登録者及び医療機器の届出者の3者に拡大された。

2、製品の品質安全に直接影響を与える重要なポジション及び人員を対象とした具体的な要件が盛り込まれた。

3、現在の企業生産活動における特別な事情への対策として、製造ラインを共有する場合の製造管理の強化と間欠生産の規範化に関する要件が設定された。

4、委託製造に関する要件が明確化され、委託前の受託能力評価の強化、委託研究開発管理及び外注加工の更なる規範化が求められる。

5、このほか、企業の製造環境、原材料、品質、文書の管理の要件などの事項についても具体化がなされた。

(出典:<https://www.nmpa.gov.cn/xxgk/fgwj/xzhgfxwj/20251104173724174.html>)

工業情報化部、2026年-2027年のクレジット比率の目標を明確化

2025年11月10日、工業情報化部は「2026-2027年度の乗用車企業における平均燃料消費量および新エネルギー車(NEV)クレジットの管理に関する事項の通知」を発表した。主な内容は以下の通りである。

1、2026年度及び2027年度の新エネルギー自動車(NEV)のクレジット比率は、それぞれ48%及び58%とする。

2、平均燃料消費量対象年度内の生産台数が2000台未満でありながら生産・研究開発・運営を独立して維持している国内の乗用車生産企業、および輸入台数が2000台未満の海外乗用車生産企業から輸入権限を付与された輸入乗用車の供給企業に対して、企業平均燃料消費量が前年度から改善した度合いに応じて、達成目標の軽減措置を与える。

3、産業支援の面では、低燃費車種へのインセンティブの強化、小規模企業に適用される計算上の優遇措置の継続、およびオフサイクル技術(走行試験で評価されないが燃費向上に寄与する技術)に適用される計算上の優遇措置の継続が提起された。

(出典:https://wap.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/tz/art/2025/art_c22055da7deb48c397ad16247beaff22.html)

省庁、中古車の輸出管理をより一層強化

2025年11月14日、商務部など4省庁が連名で「中古車輸出管理のより一層の強化に関する通知」を発表した。主な内容は以下の通りである。

1、中古車名義での新車輸出に対する厳格な管理。2026年1月1日以降、登録後180日未満の輸出

車については、自動車メーカーが発行する「アフターサービス・保守サービス確認書」の提出を必要とし、これがない場合には中古車の輸出許可証が発行されない。

2、輸出許可証の申請と交付手続きの規範化。許可証申請の情報は自動車登録証明書の内容と一致しなければならず、改造車については、実際の改造証明書及び工業情報化部の公告、中国強制製品認証(CCC 認証)を提供することが義務付けられた。

3、企業の信用評価に基づく管理制度が導入され、違反のときは減点対象となる「中古車輸出不誠実行為ネガティブリスト」が発表された。また、中古車輸出企業に対して監督の強化と、退出のメカニズムが樹立される。

(出典:https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_32a65aa9aaaf4ff8a40bdd3f755a2da4.html)

人的資源社会保障部、「『労災保険条例』の執行に関わる若干の問題に関する意見(その 3)」を発表

2025 年 11 月 20 日、人的資源社会保障部は、「『労災保険条例』の執行に関わる若干の問題に関する意見(その 3)」(以下「意見」という)を公布し、公布の日より施行とした。「意見」は、「労災保険条例」の関係規定の解釈と適用を更に明確にし、労働者と使用者の合法的な権益を保護することを目的としている。主な内容は以下の通りである。

1、労災認定における「労働時間、職場、業務上の原因」及び労働者の「通勤途中」の認定基準などの具体化。

2、医療事故が労災事故による傷害の労災認定に影響を及ぼさない旨、労働者本人の故意の犯罪、酩酊、麻薬使用、自傷行為または自殺などの法定の原因による死傷は労災と認定されない旨、通勤途中に発生した本人が主要責任を負わない交通事故における労災認定の根拠、労災認定における死亡時間の根拠、在宅勤務時の労災認定に関する規定の明確化。

3、労災認定申請の適否判断の際における社会保険行政当局による労働関係の確認義務、および「違法な下請け・外注」「個人名義の借用(個人が会社の名義を利用した事業活動)」の場合における労災認定基準の具体化。

(出典:https://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/shehuibaozhang/zcwj/gongshang/202511/t20251120_562398.html)

中国の輸出管理法の解説

——Q&A シリーズその四:デュアルユース品目輸出に関するよくある質問

弁護士 劉 雪

経済のグローバル化が進む今日において、越境貿易と外商投資は世界経済の増長を推進し、資源の合理的な配分を促進する上での重要な原動力となっている。その一方で、国際的な安全環境の段階的な複雑化に伴い、国家の安全・経済的利益・外交政策・国際的義務の間における均衡を図るための肝要な手段として、輸出に対する管理は各国が新型の国際経済貿易規則を制定する上での核心的な議題のうちの一つとして取り上げられている。2020 年 12 月 1 日の「中華人民共和国輸出管理法」(以下「輸出管理法」という。)の正式な実施以降、「中華人民共和国デュアルユース品目輸出管理条例」(以下「デュアルユース品目輸出管理条例」という。)等の重要な関連法規の公布と実施に伴い、中国においては「輸出管理法」を核心とする輸出管理の面における法体系が形成されており、中国の輸出管理は統

一化と体系化の新たな段階に入っている。中国との貿易に従事される企業と対中投資に従事されている方々にとって、中国の輸出管理の面における法体系に対する深い理解は、戦略的な意思決定、リスクの管理およびコンプライアンス経営の実現を行われる上での「必修課目」となっている。

本シリーズにおいては質疑応答の形式をもって実務の観点から中国の輸出管理の面における法体系に対する解析を行う。輸出管理上のコンプライアンス体系の構築、リスクの防止などのテーマをめぐる後続の掘り下げた検討のための基礎を固めるとともに、本稿が中国における輸出管理上の基礎的な知識を容易にご理解いただく上での一助となれば幸いである。

Q1:デュアルユース品目の輸出許可証の申請方法について

A1:「輸出管理法」第 14 条の規定に基づき、「デュアルユース品目輸出管理リスト」に掲載されている品目または臨時規制措置が適用されるデュアルユース品目を中国から輸出する場合、輸出事業者は中国商務部に対し許可を申請する必要があります。現在、デュアルユース品目輸出許可の申請手続きのペーパーレス化が進んでおり、輸出事業者は「商務部業務システム統一プラットフォーム企業エンド」(<https://ecomp.mofcom.gov.cn>)を通じてオンライン申請を行うこととなります。その上で、所定の書類を紙媒体にて各地方の省級商務主管部門へ提出する必要があります。省級商務主管部門は、基本要件を満たした申請書類を商務部へ転送します。商務部は関係省庁と連携し、法令に基づき審査を行い、法定期限内に審査結果を輸出事業者へ通知します。輸出事業者は、電子形式の承認通知書(電子承認書)を受領後、省級商務主管部門が運用する許可証システムを通じてデュアルユース品目輸出許可証を取得することとなります¹。申請に必要な書類および記入要領等の詳細については、商務部産業安全・輸出入管理局が公表している「デュアルユース品目輸出許可申請記入ガイドライン」

(URL:https://aqygzj.mofcom.gov.cn/zsyd/art/2025/art_b4861fe2d8ff4f0c8e215325e9b64a1e.html)をご参照ください。

Q2:企業が輸出する貨物について、以前はデュアルユース品目輸出許可証の取得が不要であったとしても、今後も引き続き不要なのでしょうか。

A2:「輸出管理法」第 12 条は、「国家は規制品目の輸出に対して許可制度を実施する。輸出管理リストに掲載されている規制品目または臨時規制品目については、輸出事業者が国家輸出管理部門に対し許可申請を行うものとする」と規定しています。特に留意すべき点は、輸出管理リストが更新される可能性があり、対象となる品目が国家安全保障などの要因により新たに追加・修正されたり、臨時規制の対象となる可能性があることです。

したがって、企業は「過去に規制されていなかった」ことを理由に、現在の輸出行為が自動的に合法であると推定してはなりません。商務部や税関総署など中国当局が発出する最新の公告およびリストの更新状況を継続的に注視し、自社製品が現行の規制範囲に該当するかどうかを適宜評価し、法令に基づき許可申請などの義務を確実に履行する必要があります。

Q3:貨物がデュアルユース品目に該当するが、通関時に輸出許可証の提出ができず、輸出事業者が事後に許可証を提出した場合、「無許可輸出」に該当するのか。

A3:この行為は「無許可輸出」とみなされます。「輸出管理法」第 19 条および「デュアルユース品目輸出管理条例」第 21 条では、輸出貨物の荷主またはその代理人として通関を行う企業がデュアルユース品目を輸出する際には、商務部が交付した輸出許可証を提出し、審査を受けることが義務付けられています。また、「中華人民共和国税関法」第 24 条および「税関輸出入貨物申告管理規定」第 8 条、第 14 条などの関係規定に基づき、デュアルユース品目を輸出する際には、通関申告時に許可証を提出しなければなりません。したがって、特定のロットの規制品目を輸出するにあたり、輸出事業者が通関申告時に当該貨物の輸出許可証を取得していない場合や、別のロットの貨物の輸出許可証を提出した場合には、「輸出管理法」第 34 条および「デュアルユース品目輸出管理条例」第 39 条に規定する「無許可輸出」

¹ https://aqygzj.mofcom.gov.cn/zsyd/art/2025/art_b4861fe2d8ff4f0c8e215325e9b64a1e.html

とみなされ、処罰の対象になるおそれがあります。

また、輸出事業者は、通関申告後に「補完」する形で許可証を取得することはできません。輸出事業者が通関前に輸出許可の申請を行い、通関後に当該貨物の輸出許可証を取得したとしても、「無許可輸出」であることに変わりありません²。

Q4: 輸出許可証を取得した後、エンドユーザーまたは輸出先の国・地域を変更することはできますか。

A4: 「デュアルユース品目輸出管理条例」第 18 条の規定によれば、輸出許可証の有効期間内において、輸出事業者がデュアルユース品目の種類、輸出先国・地域、エンドユーザー、最終用途等の重要な要素を変更する必要がある場合、同条例の規定に従い、改めてデュアルユース品目輸出許可を申請し、既存の輸出許可証を返納するとともに、一時的に輸出を停止しなければなりません。したがって、企業は許可証を取得した後、実際の輸出行為を当該許可証に記載された内容と一致させる必要があり、他社/他国経由でデュアルユース品目を輸出することはできません。例えば、デュアルユース品目をいったん第三国に輸出し、その後当該第三国から最終目的国へ転送する行為や、エンドユーザーおよび最終用途を偽って申告し、特定の国または地域に対する規制を回避しようとする行為、架空の中間貿易業者または代理人を設定し、契約や虚偽の通関書類を提出するなどの手段により、デュアルユース品目の実際の流れおよび最終用途を隠蔽する行為などは、法的に認められません。

注目すべきは、2025 年 9 月 15 日に商務部が公表した「デュアルユース品目輸出許可証管理弁法（改訂草案意見募集稿）」第 27 条において、輸出事業者が実際に輸出した規制品目、輸出先国・地域、エンドユーザー、最終用途等の重要な要素がデュアルユース品目輸出許可証に記載された情報と一致しない場合を「無許可輸出」とみなす旨が明記されており、仮に今後この条項がそのまま施行されれば、当局が「迂回輸出」や「虚偽申告」などの隠蔽性の高い違反行為に対してより明確な法的根拠に基づき処罰できるようになる点です。

Q5: 品目に対して軽微な加工を施し、税関商品番号（HS コード）を変更することで輸出許可証の申請を回避することは、可能でしょうか。

A5: 商務部産業安全・輸出入管理局が公表した「デュアルユース品目に関する Q&A の三（参考 HS コード等の問題）」によれば、「HS コードは、当該品目がデュアルユース品目に該当するかどうかを判断する根拠とはならない」とされています。一方で、「デュアルユース品目輸出管理リスト」（以下「リスト」という）の「一般説明」には、次のように記載されています。

「本リスト中の品目には、未使用の品目、使用済みの品目、および他の製品に組み込まれており、かつその主要成分として容易に取り外して他用途に転用可能な品目を含む。ただし、本リスト第二部分に別段の定めがある場合は、その定めに従う。」

したがって、製品が加工された後であっても、規制対象となる原材料が容易に取り外し可能であり、他用途に転用可能な場合には、加工後の完成品も依然として規制の対象であると理解しております。

- 本誌は無料で配布させていただきます。
- お問合せやご意見をおもちの方は newsletter@jtn.com までご連絡ください。
- 本誌の内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねますのでご了承ください。
- なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtn.com/JP>

² https://aqygzj.mofcom.gov.cn/zsyd/art/2025/art_b30af830218f4932a9b5ad428d7e664d.html